

別表第2（第10条関係）

緑のいえなみを整備する事業の基準

緑のいえなみを整備する事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 道路と敷地の境界部（概ね2.5m以内）に、新たに延べ3m以上植樹を行うものであること
- (2) 法令の規定により道路の境界線とみなされる線（建築後退線又は事業認可道路予定線等）より建物用地側に植樹すること
- (3) 中木（樹高1m以上のもの）の場合は0.5本/m以上、低木（樹高0.3m以上1m未満のもの）の場合は1本/m以上植樹すること
- (4) 株立ちは、1株を1本として算定すること
- (5) 次のいずれかに該当するものは対象外とする。
 - ・芝生、草花
 - ・プランター等、移動が可能なもの
- (6) 樹木やフェンス等を設置する際には、緑の連続性や周囲との調和に配慮すること
- (7) 整備後は良好な状態を保全すること
- (8) 道路から見て、樹木の前にフェンスを併設する場合には、(1)から(7)までの要件に加え、次に掲げる要件を満たすこと
 - ① フェンスの要件
 - ・基礎高は概ね60cm以下とすること
 - ・基礎を除くフェンス部分の透過率は50%以上とすること
 - ・基礎を含む全体の高さは1.2m以下とすること
 - ② 樹木の要件
 - ・樹木の高さは基礎高よりも高くすること